

疑問だらけの判決で 死刑執行された 飯塚事件

福岡県飯塚市で

1992年2月、

小学1年生の女の子2人が殺害された「飯塚事件」。

死刑判決は、被告人の久間三千年（くまみちとし）さんと犯行を結び付ける直接証拠も状況証拠もない、けれども「諸状況を総合すれば」久間さんが犯人であることは「合理的な疑いを超えて認定す

直接証拠も 状況証拠もないのに 死刑

ることができる」としています。

しかし、死刑とした犯罪事実の、誘拐、殺人、死体遺棄の状況は全く検討をしておらず、「諸状況の総合」には含まれていません。

判決は、① 女児2人を誘拐 ② 2人の首を手で絞め付け殺害（扼殺） ③ 女児の下半身を裸にして ④ 自身の陰部を女児の陰部付近に押し付け ⑤ 八丁峠の第5カーブに遺棄した。と認定して死刑判決を下しています。

ところが女児2人からは、久間さんの指紋の1つも、体毛の1本も、体液の1滴も出ていません。



ありし日の
久間三千年さん

再審を認めない 福岡地方裁判所 (2024年6月5日)

死刑判決をゆるがす第2次再審請求の新証拠(2人の証言)

Aさんの証言	(死刑判決が、女児の最後の目撃場所と時刻の状況事実の根拠としたAさんの)女児目撃供述調書は、捜査員に誘導されたもので、目撃はしていなかった。
Bさんの証言	事件当日、午前9時40分から10時40分頃、八木山バイパスで白い軽自動車を追い越す時に、その車の中に被害女児2人を目撃した。

※第1次再審請求審で裁判所は、久間さんを犯人としたDNA判定の信用性を否定。

証拠の全面開示と再審(裁判のやり直し)で疑問の解明を!!

判決の量刑の理由では「鶏の首を絞めるがごとく手で絞め付け次つぎに窒息死させた」としていますが、指紋を1つも残さず、2人の首を絞め付けた状況の説明はありません。死刑とした犯罪事実を、いつ、どこで、どのような方法で、証拠を1つも残さず実行したのか、状況の説明はありません。「死刑判決は正しかったのか?」「処刑された人物

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会
日本国民救援会福岡県本部
〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403
☎092-711-9955
FAX 092-711-9966
Email: fukuzakaiken_saiishi@yahoo.co.jp



は真犯人だったのか?」
という深刻かつ重大な疑問が残ったままです。

この疑問を解明するために、「死刑を求刑」した検察には、証拠を全面開示する責任と義務があります。「死刑」判決を下した裁判所には再審を開始して、証拠で事実認定をする責任と義務があります。

飯塚事件は、一市民が罪の証明がないままに死刑に処された理不尽です。判決の犯行時刻後も、女児2人は生存していたという証言です。

第2次再審請求審の新証拠のひとつは、「1992年2月20日午前9時40分から10時40分ごろ、八木山バイパスで、久間さんとは別の男が運転する白い軽自動車の中に、女児2人を目撃した」との証言です。

女児2人は「犯行時刻」後に、商店街などで元気な姿を目撃されていた。

またそれとは別に、事件直後の新聞報道で、「死刑判決で示された犯行時刻は、事実と違うのではないか」と疑わざるをえない証言が伝えられています。

【裏面に続く】

女児 2 人の目撃情報を伝えるメディア

事件発生直後の新聞報道	
【参考資料：西日本新聞記事、読売新聞 西部版記事】	
年月日 時刻	目撃情報
1992・2・20 08:30	学校から約三百メートル離れた場所で2人が歩いているのを県農協職員が目撃。(1992. 2. 22 西日本新聞)
13:30	学校から約二・五キロ離れた飯塚市本町の商店街の書店で、2人が店入り口で犬をなでていたのを店員が目撃。(1992. 2. 22 西日本新聞)
14:00	・同商店街のおもちゃ屋で2人がキリンの縫いぐるみを見ながら「しっぽに鈴がついているでしょ。かわいいね」と階段にしゃがんで話しているのを店員が目撃。(1992. 2. 22 西日本新聞) ・店員が「私、キリンのぬいぐるみを持ってるよ」と話す二人の女児を見ている。 捜査の結果、Aちゃんの部屋でキリンのぬいぐるみが見つかり、Bちゃんとの二人だったと断定した。 (1992. 22 読売新聞 西部版)
14:30	同商店街から2人が出て行くのをトラックの運転手が目撃。(1992. 2. 22 西日本新聞)
16:45	潤野小近くの嘉穂高校付近に2人がいたとの情報。(1992. 2. 22 西日本新聞)
1992・2・21 16:55	約十八キロ離れた甘木市野鳥の山中で2遺体発見。(1992. 2. 22 西日本新聞)
21:00	2人の父親が遺体を確認。(1992. 2. 22 西日本新聞)

死刑判決は、女児2人が殺害された時刻を事件当日の午前9時半まで、としています。

ところが事件発生直後の新聞には、判決が認定した犯行時刻をとくに過ぎた時間に、「女児

2人を目撃した」という市民からの情報が多数報道されています。市民からの情報の中

には、**捜査官が「服装、ランドセル、髪型から2人と確認した」**情報が2件あった、との報道

判決では、犯行時刻 午前9時30分・・・なのにその日の午後、複数の市民が女児2人を目撃

1992年2月22日、読売新聞 西部版）や、「ちようど店番の交代時で（目撃した）時間は、はつきり覚えている」との目撃情報（1992年2月23日、西日本新聞）もあります。

判決は、犯行時刻を「午前9時半」までとして、結果的に市民の情報は「間違」としてしました。事件直後に目撃した市民

証拠開示に応じない 検察

福岡高裁は、2024年10月、検察側に、弁護側が証言を「新証拠」と主張する2人【AさんとBさん。1面参照】の初期供述の捜査資料と、捜査記録の一覧表の開示を求めました。

検察側は、2024年12月27日、証拠開示に応じない考えを明らかにしました。



江川紹子さん（ジャーナリスト・神奈川大学特任教授）

ここまで頑なに拒むのは、よほど検察にとって都合の悪い情報が詰まっているだろう、と推測せざるをえない。
 （朝日新聞DIGITAL 2024. 12. 27 20:51）

の情報が、すべて「間違」と確認したのでしょいか。この点からも、検察は、証拠の全面開示に応じなければなりません。

市民からの情報を捜査して、すべて「間違い